

社会福祉法人ジェイエー長野会の介護サービスについて(重要事項説明書)

1 事業所の概要

事業所名	ヘルパーステーションあぐり
所在地	長野県飯田市鼎上山 2662-1
提供サービス	訪問介護
介護保険事業所番号	2070502014
管理者及び連絡先	伊藤 孝子 0265-56-8510
サービス提供地域	飯田市・松川町・高森町・阿南町・阿智村・下条村・ 泰阜村・喬木村・豊丘村・大鹿村

2 事業所の職員体制等

職種	人員
管理者	1名
サービス提供責任者	常勤のサービス提供責任者を1名以上配置
事務担当職員	1名
訪問介護員	常勤換算で2.5名以上の配置

3 営業時間

営業日 ・提供時間	事務取扱日：月曜日～金曜日 午前8：30～午後5：30				備考
	サービス提供日：365日実施				
	通常時間 (8時～18時)	早朝 (6時～8時)	夜間 (18時～22時)	深夜 (22時～6時)	

- (注) 1. 訪問介護は時間帯により料金が異なります。
2. 土曜日・祝祭日・時間外は転送による緊急電話での対応になります。
3. 出張所も本部同様に対応させていただきます。

(本部 0265-56-8510)
(出張所 0265-34-3636)

4 サービス利用料及び利用者負担

(1) 利用料

介護保険からの給付サービスを利用する場合は、原則として保険者が決定する割合でご負担いただきます。

但し、介護保険の給付の範囲を越えたサービス利用は全額自己負担となります。

【 基本料金・昼間 】

	～20分未満	20分～30分未満	30分～60分未満	60分～90分未満
身体介護	1,790円	2,680円	4,260円	6,240円 30分増すごとに 増額（サービス コード表による）
	20分～45分未満	45分～70分未満		
生活援助	1,970円	2,420円		
身体介護に引き続き 生活援助提供の場合	身体介護に + 650円	身体介護に + 1,300円	身体介護に + 1,950円	
訪問型サービスA (総合事業)	保険者の定める金額		負担金額は訪問計画書（個別援助計画書） に明記します。	
緊急時訪問加算	1回につき 1,000円			
訪問介護初回加算	初回訪問 2,000円			

*上記の料金に対して、24.5%の介護職員処遇改善加算をいただきます。

*基本料金に対して、早朝・夜間帯は25%増し、深夜帯は50%増しとなります。

*上記の料金設定の基本となる時間は、実際のサービス提供時間ではなく、利用者の居宅サービス計画（ケアプラン）に定められた目安の時間を基準とします。

*やむを得ない事情で、且つ利用者の同意を得て、2人で訪問した場合は2人分の料金となります。

(2) その他

①交通費

通常のサービス提供地域（又は送迎地域）以外の地域についてのみ、所定の交通費（実費相当）が必要となります。（別途見積もりいたします。）

②利用料金の支払

1ヶ月ごとに計算し月末締切の翌月20日（ただし、20日が休日の場合は翌営業日とします）とし、原則として、契約者（または代理人）名義の金融機関口座振替（貯金口座振替依頼書に基づく）で処理させていただきます。

※上記の利用者負担金は、「法定代理受領（現物給付）」の場合について記載しています。居宅サービス計画を作成しない場合など、「償還払い」となる場合には、いったん利用者が利用料（10割）を支払い、その後市町村に対して保険給付分を請求することになります。

※介護保険外のサービスとなる場合（サービス利用料の一部が制度上の支給限度額を超える場合を含む。）には、全額自己負担となります。（介護保険外のサービスとなる場合には、居宅サービス計画を作成する際に居宅介護支援専門員から説明のうえ、利用者の同意を得ることになります。）

5 キャンセルについて

- (1) 利用者がサービスの利用の中止をする際には、すみやかに所定の連絡先までご連絡ください。 窓口（本部）：0265-56-8510（出張所）：0265-34-3636
- (2) 利用者の都合でサービスを中止にする場合には、できるだけサービス利用の前日までにご連絡ください。当日のキャンセルについては、キャンセル料を申し受けることとなります。キャンセル料はキャンセルの届け日がサービス利用当日であった場合のみ、一律500円をお支払い頂きますので、ご了承ください（ただし、利用者の容態の急変など、緊急やむを得ない事情がある場合は、キャンセル料は不要です）。

6 当社会福祉法人のサービスの方針等

- (1) 事業所の訪問介護員等は要介護者等の心身の特徴を踏まえて、その有する能力に応じ自立した日常生活を営む事が出来るよう、入浴・排泄・食事の介護その他生活全般にわたり真心を込めたサービスを提供いたします。
- (2) 事業の実施にあたっては利用者の意思・人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービスを提供します。
- (3) 事業の実施にあたっては、地域との結びつきを重視し、市町村・居宅介護支援事業者・他の居宅サービス事業者その他の保健医療サービス及び福祉サービス機関との連携に努め、地域福祉の向上を図ります。

7 守秘義務

- (1) 事業者は、サービスを提供する上で知り得た利用者又はその家族に関する個人情報については利用者の生命・身体等に危険がある場合など正当な理由がある場合を除き、契約中及び契約終了後でも第三者に漏らしません。又、訪問介護員等は事務所を退職後も、個人情報は第三者に漏らしません。
- (2) 前項に関らず、あらかじめ文章により利用者又はその家族の同意を得た場合は、一定条件の下で個人情報を利用するものとする。

8 相談窓口、苦情対応・虐待防止・ハラスメントについて

サービスに関する相談や苦情・虐待防止・ハラスメント等については、次の窓口で対応致します。

ヘルパーステーション あぐり	電話番号 0265-56-8510 0265-34-3636 FAX番号 0265-56-8526 0265-48-0380 相談員 * 責任者 伊藤 孝子 対応時間 * 月曜日～金曜日 午前8:30～午後5:30
国保連合会	026-238-1580
行政 介護保険相談窓口	各市町村介護保険相談窓口

サービスの第三者評価の実施状況について

事業所で提供しているサービスの内容や課題等について、第三者の観点から評価を行っています。

実施の有無	無
実施した直近の年月日	
第三者評価機関名	
評価結果の開示状況	

9 当所の概要

名称・法人種別	ヘルパーステーションあぐり 社会福祉法人ジェイエー長野会 みなみ信州地域事業本部
代表者名	本部長 渡辺 千恵子
所在地電話	本部：長野県飯田市鼎上山 2662-1 0265-56-8510 出張所：長野県下伊那郡高森町吉田 481-1 0265-34-3636
業務の概要	1,居宅介護支援事業 2,居宅介護サービス事業【訪問介護・福祉用具貸与・特定福祉用販売・小規模多機能型居宅介護・通所介護・居宅支援（障がい者）】 いずれも介護予防事業実施
事業所数	<ul style="list-style-type: none"> ・特別養護老人ホームあさぎりの郷（特養・短期入所・通所） ・居宅介護支援事業所 2 ・かみさと地域包括支援センター 1 ・ヘルパーステーション 1（出張所あり） ・福祉用具貸与事業所あぐり（介護予防も含む） ・特定福祉用具販売事業所（介護予防も含む） ・社会福祉法人ジェイエー長野会指定居宅介護事業所 ・小規模多機能型居宅介護施設あぐりかなえ ・共用型認知症対応型デイサービスあぐり山本 ・認知症対応型共同生活介護事業所（あぐり河野・あぐり山本）

年 月 日

居宅介護サービスの提供開始にあたり、利用者に対して契約書及び契約内容説明書および重要事項説明書に基づいて、説明しました。尚、契約を証するため、本書2通を作成し、利用者、事業者が記入押印のうえ、各1通を保有するものとする。

事業者 ヘルパーステーションあぐり
事業所 長野県飯田市鼎上山 2662-1
代表 管理者 伊藤 孝子 印
説明者 所属 ヘルパーステーションあぐり
氏名 印

私は、契約書及び契約内容説明書及び重要事項説明書により、事業者から居宅介護サービスについての重要事項の説明を受け、内容に同意したことを確認します。

(利用者) 住所 _____

氏名 _____ 印

(利用者家族又は代理人) 住所 _____

氏名 _____ 印

(連帯保証人) 住所 _____

(極度額 50 万円)

氏名 _____ 印